第九十二条　第二条の表九十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

［削る］

［ロ～ニ　略］

［二・三　略］

第九十七条の二　第二条の表九十五の二の項で定める事務は、母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付の支給に関する事務とし、同表九十五の二の項で定める情報は、当該支給の申請に係る未熟児に係る医療保険各法による保険給付の資格者等に関する情報とする。

第九十八条　第二条の表九十六の項で定める事務は、母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表九十六の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一～三　略］

四　被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

五・六　［略］

第百十条　第二条の表百八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

ホ～チ　［略］

［四　略］

第百十四条　第二条の表百十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［削る］

第九十二条　［同上］

一　［同上］

［イ　同上］

ロ　当該申請を行う者又は当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ～ホ　［同上］

［二・三　同上］

［新設］

第九十八条　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

四・五　［同上］

第百十条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

ニ～ト　［同上］

［四　同上］

第百十四条　［同上］

一　雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業等給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る子及び当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る戸籍関係情報

ロ　当該申請を行う者の配偶者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報

ハ　当該申請に係る子、当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二　［同上］

［新設］

一　［略］

二　雇用保険法第六十一条の七第一項の育児休業給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者及び当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る戸籍関係情報

ロ　当該申請を行う者の配偶者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報

ハ　当該申請を行う者、当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る住民票に記載された住民票関係情報